

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 玉井 敏久

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)
地域名 (地域内農業集落名)	周布地区 (久枝、本郷西、本郷東、旭北、旭南、吉田中、新出、長田、鴨の窪、吉田下北、吉田下南)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

周布地区は、中山川中流域西側に広がる平坦な水田地帯である。
周布団地において国営緊急農地再編整備事業が予定されていることから、大型機械による大規模栽培が可能となる。
一方で認定農業者が高齢化し、地域の農地利用を担えなくなりつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

周布地区の農地利用は、地域内の農業を担う者が担い、ほ場整備が予定される農地については、土地利用型作物の大規模栽培を進めていく。また、新規就農者等の新たな担い手の確保にも努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	243 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	243 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
周布団地において、ほ場整備事業(国営緊急農地再編整備事業道前平野地区)が予定されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--